

神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム（キュア神戸）

会則

第一章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本協議会は、神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム（キュア神戸）と称する。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局を次の所在地におく。

- (1) 兵庫県神戸市北区しあわせの村1-18（一般財団法人神戸在宅医療介護推進財団）
- (2) 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所健康局）

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第二章 会期、目的及び事業

(事業年度)

第3条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(目的)

第4条 本協議会は、今後迎える超高齢化社会や多疾患・重複障害という疾病構造の変化等を踏まえ、リハビリテーションの分野においてこれまでの疾患別・病期別から全身・全体像を把握するリハビリテーションモデルの構築が求められていることを鑑み、神戸市域において包括的一体化リハビリテーションプログラムを構築するとともに、切れ目のない多職種による地域における一体化リハビリテーションの普及をめざし、地域包括ケアシステムに資する取り組みを推進するために設置する。

(事業)

第5条 本協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) すべての疾患を対象とした、急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムを構築し運用する
- (2) 一体化プログラムを通じて各々に関わる医療機関の機能分化と役割分担を図る
- (3) 関係するセラピスト・医師・看護師・地域連携担当職等の教育・育成と相互連携を図る
- (4) より良い医療やケアの発展につながる学術活動を推進する
- (5) その他、本協議会の目的を達成するための事業

第三章 会 員

(会員)

第6条 本協議会の会員は、神戸市内に所在する医療福祉施設等の医療に関与する団体等(病院、クリニック、事業所、薬局、業界団体等)で、本協議会の趣旨に賛同する団体等とする。

(入会)

第7条 本協議会に入会しようとする事業者は、本協議会所定の様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 会員の本協議会に対する退会の意思表示をなしたとき
- (2) 本会則又は本協議会に対する誓約事項に違反したとき
- (3) 監督官庁より営業許可の取消し又は営業停止処分を受けたとき
- (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡り処分を受けたとき
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行又は租税滞納処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき又は自ら申し立てたとき
- (7) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

第四章 役員及び理事会

(役員)

第9条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 20名以内

(役員任期)

第10条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員選任)

第11条 理事は、総会において選出する。

- 2 代表理事は、理事会において互選する。

(役員職務)

第12条 代表理事は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはその職務を代行する。

(理事会)

第13条 本協議会に理事会をおくものとし、理事会は、全ての理事をもって構成し、本協議会の運営に関する重要事項を決定する。

- 2 代表理事は、必要に応じて理事会を招集し、議長を務める。

- 3 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。
- 4 前項において、議長は議決に加わらないものとする。ただし、可否同数となったときは、議長の決するところによる。
- 5 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(議事録)

第 14 条 理事会の議事については、議事録を作成するものとし、少なくとも以下の事項を記載する。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
 - (2) 理事会に出席した理事の氏名
 - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 2 代表理事は、前項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第五章 総会

(構成)

第 15 条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(開催及び招集)

第 16 条 総会は、代表理事が招集し、毎年 1 回開催する。ただし、必要があるときは、いつでも臨時に開催することができる。

- 2 総会を招集するにあたっては、代表理事が、総会の 1 週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知する。

(議決事項)

第 17 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会則の変更、細則の制定及び変更
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他重要な事項

(議長)

第 18 条 総会の議長は、代表理事とする。代表理事が議場に出席できない場合は、出席した理事の互選により議長を定める。

(議決権)

第 19 条 会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(議決)

第 20 条 総会の議決は、議決権を行使することができる会員の過半数が出席し、出席会員の過半数の賛成をもって行う。

- 2 前項において、議長は議決に加わらないものとする。ただし、可否同数となったときは、議長の決するところによる。
- 3 決議について特別の利害関係を有する会員は、議決権を行使することができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又はメール等の電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本協議会の事務局に到達しないときは、無効とする。

(議事録)

第22条 本協議会は、総会の議事について、議事録を作成する。

- 2 議事録には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 総会の開催日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 総会における議長の氏名
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

- 3 第20条2項の規定により総会決議があったものと見なされた場合には、前項にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (1) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

- 4 議事録には、議長が署名捺印又は記名押印する。

第六章 その他

(ワーキンググループの設置)

第23条 本協議会は、内部の運営に必要な範囲内でワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループ委員は、代表理事が任命する。
- 3 ワーキンググループ委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で選任されたワーキンググループ委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会則の変更)

第24条 本会則は、総会員の過半数の同意をもって変更することができる。

(補足)

第25条 この会則の施行に必要な細則は、総会において、第20条に定める方式に従い定めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年6月5日から施行する。